

広島県選挙管理委員会告示第四十号

令和七年七月二十日執行予定の参議院広島県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和七年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

選挙時登録の基準日 令和七年七月二日